

令和4年4月7日

保護者の皆様へ

大野城市教育委員会
大野城市立大野中学校
校長 濑口 勇治

新型コロナウイルス感染症に係る対応（行動制限期間の短縮）について

春光うららかな季節を迎え、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また日頃より本市の教育への御理解と御協力をいただき、心からお礼申し上げます。

4月に入てもなお、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減らない状況が続いています。今後も、引き続き家庭内でも感染予防対策をお願いいたします。

さて、先日3月30日に福岡県から新型コロナウイルス感染症に対する変更の情報が出されています。「濃厚接触者の行動制限の短縮」が医療従事者等のエッセンシャルワーカーだけでなく、一般の方にも適用してよいこととなりました。

つきましては、下記の内容について御留意いただき、御対応、御協力をお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の行動制限期間の短縮が可能（7日間を基本とするが5日間に短縮できる）

（短縮するための条件（1）か（2）のいずれかで確認）

（1）抗原定性検査で2回陰性を確認する

【検査場所等】医療機関・市販の検査キット（費用は、家庭負担となります）

【検査実施日】陽性者と最後に接触した日を0日として4日目と5日目

【留意点】家庭内隔離の場合は、常時マスク着用、消毒の徹底とします

市販の試薬は、薦められた鼻腔ぬぐい用の「体外診断医薬品」に限ります。（研究用は不可）

（2）PCR検査・抗原定量検査で1回陰性確認をする

【検査場所等】医療機関・検査場（費用は、家庭負担となります）

【検査実施日】陽性者と最後に接触した日を0日として5日目

【留意点】検査結果が出るまでに時間がかかることが多く、6日目、7日目に結果が出た場合、登校開始日が7日目以降となる場合があります。

2 濃厚接触者の行動制限期間の短縮にかかる検査費用について

（1）検査費用は保護者負担となります

現在、保健所からは「濃厚接触者」は7日間の自宅待機、10日間の健康観察期間とし、行政検査（PCR検査）は通常行っていません。行動制限期間7日間が基本となっているため、行動制限期間を短縮されたい場合は、保護者負担となります。

（2）検査費用を市が負担する場合について

陽性者が確認され、学校内で感染が広がる危険がある場合や、その陽性者によって出席停止をお願いする児童生徒が出た場合は、教育委員会他で判断し、学級閉鎖の短縮等、必要と判断した場合のみ市費によるPCR検査をお勧めしています。自己判断による検査の費用負担は行いませんので、市費負担対象となっているか分からぬ場合は、検査を受ける前に必ずご確認ください。

3 陰性だった場合の報告について

登校させる前に、必ず学校に御連絡をお願いします。その際に、陰性であることをどのようにして確認したかお伝えください。

■問合せ

大野城市教育委員会教育支援課 092-501-2211（代表）

大野城市立大野中学校 092-581-0153